

私がいなくなったら、
この子はどうなるんだろう。

（親なき後問題）

[福祉信託]

空からのあんしん

“ 私がいなくなったら、
この子はどうなるんだろう。
(親なき後問題) ”

“ もしかしたら私のほうが、事故や病気や、
認知症になってしまうかもしれない。 ”

“ 『成年後見制度』では、
そのほうが幸せかどうかは
判断されない、と聞くのですが。 ”

“ 『遺言書』に書けば
だいじょうぶですよ。 ”

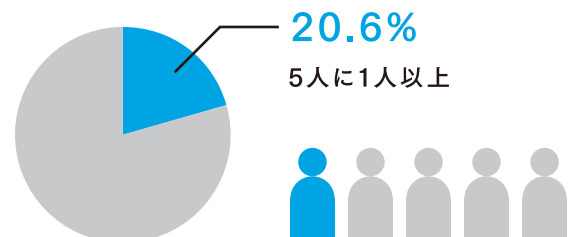
“ この子は、遺産相続のことなど理解できないし、
施設や福祉の手続きなども一人ではできないと思う。 ”

“ この子のことを、
障がい者のことをよく知っている人に
支援してもらいたい。 ”

“ 心配なのは、
お金のことだけじゃないんです。 ”

“ いまある財産・資産だけでは、
この子の一生には足りないかもしれない。 ”

※認知症：厚生労働省の発表によると、日本の65歳以上の高齢者における認知症有病者の割合は2020年で18%、2025年には20.6%、つまり5人に1人以上にのぼると推定されています。また、認知症になってしまった場合、銀行口座からの出金を停止される場合があります、その場合、たとえ家族であっても解除できません。



成年後見制度とは。

自分では適切に財産管理することができない本人に代わり第三者(成年後見人)が管理保護する制度です。不当な契約などから守り、また銀行や病院、福祉サービスなど法律的な手続きなどが滞りなくすすめられます。

いっぽうで、この制度を利用した人たちから聞こえてくる声では、デメリットとしてまず、**家族・親族が成年後見人になれるケースが少ない**こと。家庭裁判所は、司法書士、弁護士、社会福祉士などの方を成年後見人に選任することがほとんどになっています。つまり、本人や状況をよく知らない第三者です。毎月の報酬も支払い続けなければなりません。

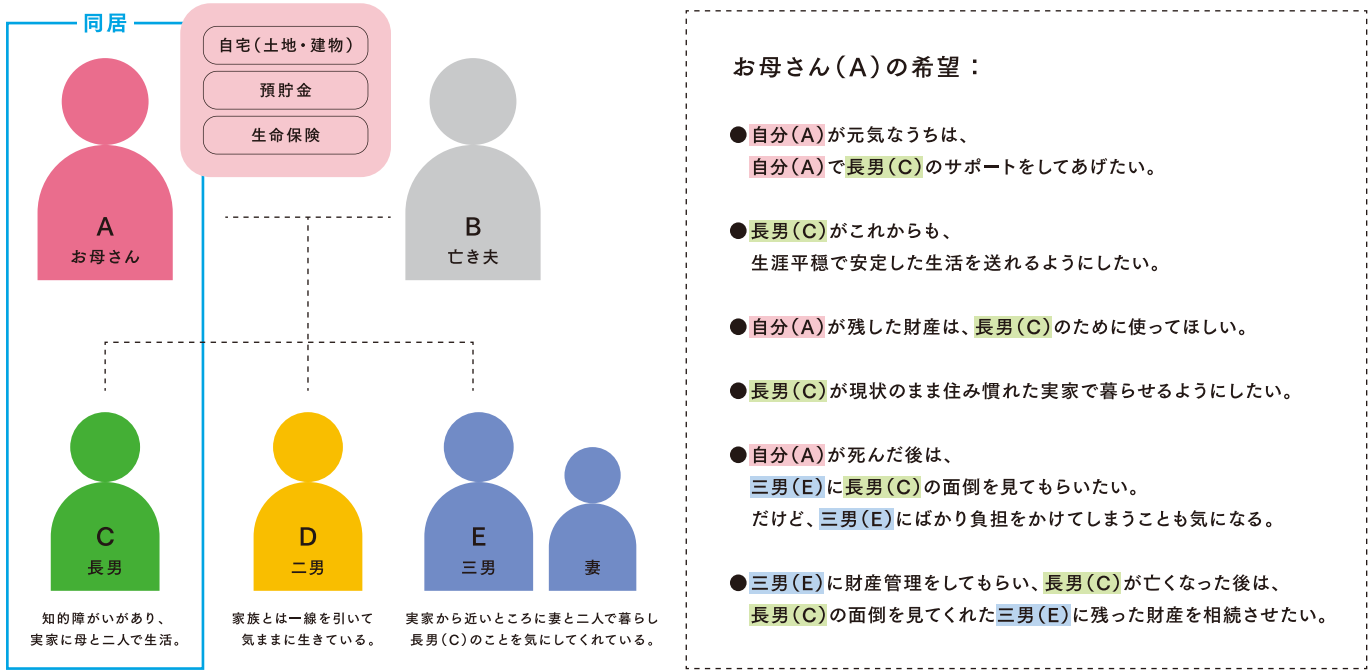
また、ある程度の財産を動かすときは常に家庭裁判所のチェックを受けなくてはならず、自由な管理はできません。さらに財産を減らさない(維持)ということが基本的目的となりますから、最低限の活用しか認められず、例えば自宅を売却して施設入所費にあてたいとしても難しい。**どちらの選択が本人にとって幸せかはなかなか判断されません。**

POINT

- 福祉サービスなど法律的な手続きなどが滞りなくすすめられます。
- 障がいのお子さまのことをよく知らない第三者が成年後見人になるケースがほとんど。
- 毎月の報酬を支払い続けなければならない。
- 財産を動かすときは常に家庭裁判所のチェックを受ける必要がある。
- 財産を減らさないことが目的となり、最低限の活用しか認められない。
- どちらの選択が本人にとって幸せかはなかなか判断されない。



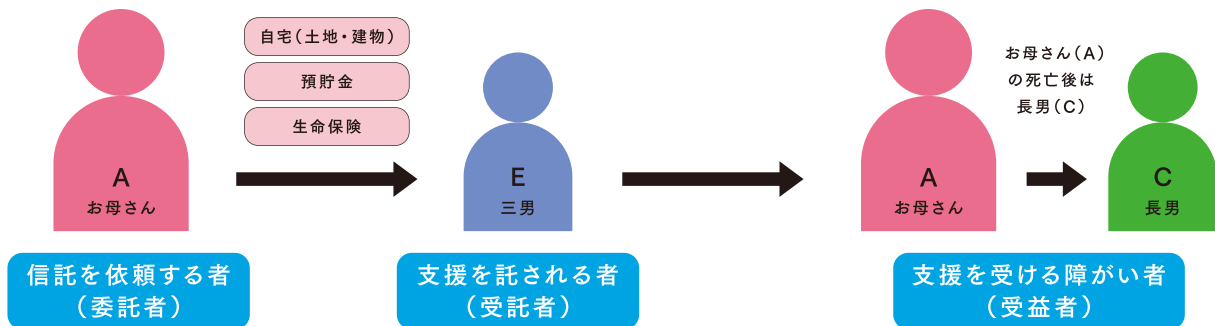
Aさん家族のケース



[福祉信託]

空からのあんしん

- お母さん(A)と三男(E)が、「長男(C)が平穏で安定した生活を送れること」を目的として、信託契約を行います。



- 信託契約がはじまると、財産の所有権は三男(E)に移動します。
- お母さん(A)が生きている間は、三男(E)に託した信託財産からお母さん(A)が生活費を受け取りながら長男(C)をサポートしていきます。お母さん(A)が亡くなった後は、三男(E)から長男(C)が信託財産から生活費を受け取る形で、三男(E)にサポートしてもらいます。
- 長男(C)が亡くなった時(信託が終了した時)の残った信託財産の「受取人(帰属権利者)」を三男(E)と定めます。

このように想いを実現するための信託契約を家族間でできる場合は、家族信託で完結できます。

◎でも、頼れる家族がない場合や、いたとしても、ほかの子どもたちにはあまり面倒をかけたくない、という思いの方もいらっしゃるでしょう。また、障がいのある子どもが一人っ子ということも多いでしょう。

そんな場合には、**ご自身が信頼できる第三者と信託契約を結ぶこともできます。**

障がいの状況や、家族、財産、未来の希望・想像など、
それぞれみんな異なりますので、
福祉信託には定型の形式というものはありません。

個別につくりあげていくものです。

子どもの未来の暮らしに、どんなことが起こるのか。
そのときに、どんなことが準備されていればよいのか。
すぐには思いつかないことも、たくさんあると思うのです。

備えあれば、憂いなしです。

いまからいっしょに、これからを考えて、つくっていきましょう。

これからの流れ

1

ヒアリング

子どもの未来の暮らしへの思い、相続に関する考えなどを
ヒアリングさせていただきます。



2

現状把握

現在および未来に残せる財産、
信頼できる人間関係などを把握していきます。



3

プラン設計

希望する子どもの未来の暮らしから逆算した
マネープランおよびライフプランをいっしょに設計していきます。



4

信託契約

法定相続人の方全員による合意を得て、
信託契約を行い公正証書を作成します。

わが子の、穏やかに暮らせる日々が、
ずっとつづきますように。

日用品の買い物もそうだけど、
まずお金の価値を理解してほしい。

病院の受付くらいは、
一人でできるといいんだけど。

食事の準備も片づけも、
洗濯、お風呂、掃除、ゴミ捨て…
ぜんぶ私がやってきたからなあ。

薬もちゃんとのんでくれるだろうか。

交通機関の路線や駅を、
いつものところ以外も
わかるようになって。

ちょうどよいお仕事も
紹介してもらえるといいね。

障害福祉サービス支援にも様々あって、
自分に必要なサービスがどれなのかを
適切に選べるかなあ。

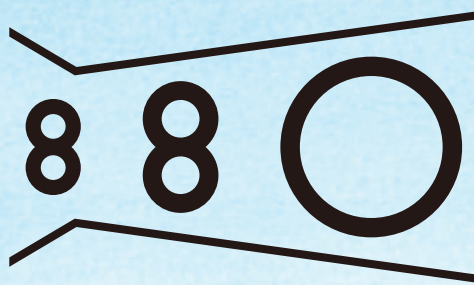
できれば、スポーツなどで身体を動かしたらいい。
ときどきは、コンサートや旅行などで楽しんでほしい。

結婚して、子どもなんか生まれたりしたら、
うれしくて空から泣くと思う。

なにか夢中になれる好きなことを見つけて、
いい仲間もできるといいね。



ライフクリエイト



イー・イー・オーグループ

感謝の心を持ち、
永続的にお客様とそのご家族をお守りサポートしていくことによって、
地域に貢献できるグループを目指します。

(代表 / 工島信広)

株式会社ライフクリエイト

〒422-8019 静岡県静岡市駿河区東静岡 2-5-6 i-TOWER 東静岡1F

TEL:054-289-0088 FAX:054-289-0066 <https://www.lifecreate-fp.jp>